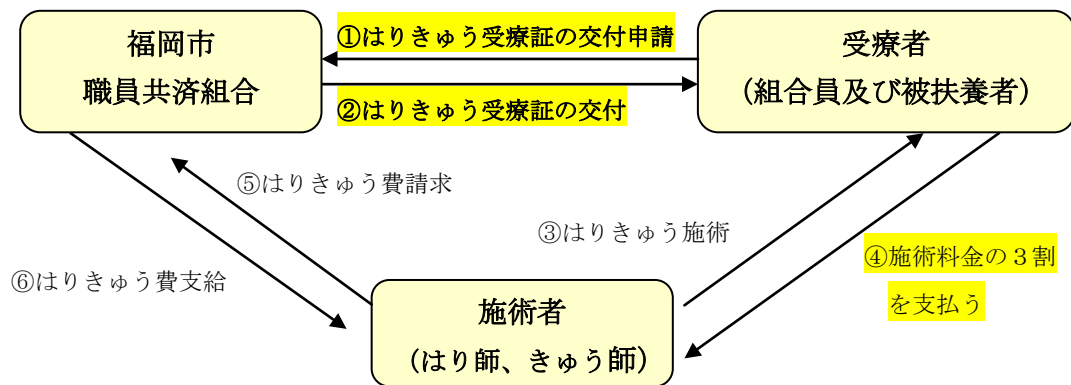


はりきゅう費助成事業を開始します！

組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成する「はりきゅう費助成事業」を平成26年7月から始めます。

※ 健康保険の療養費の対象となるはりきゅうの施術は、はりきゅう費助成の対象にはなりません。

《助成の流れ》



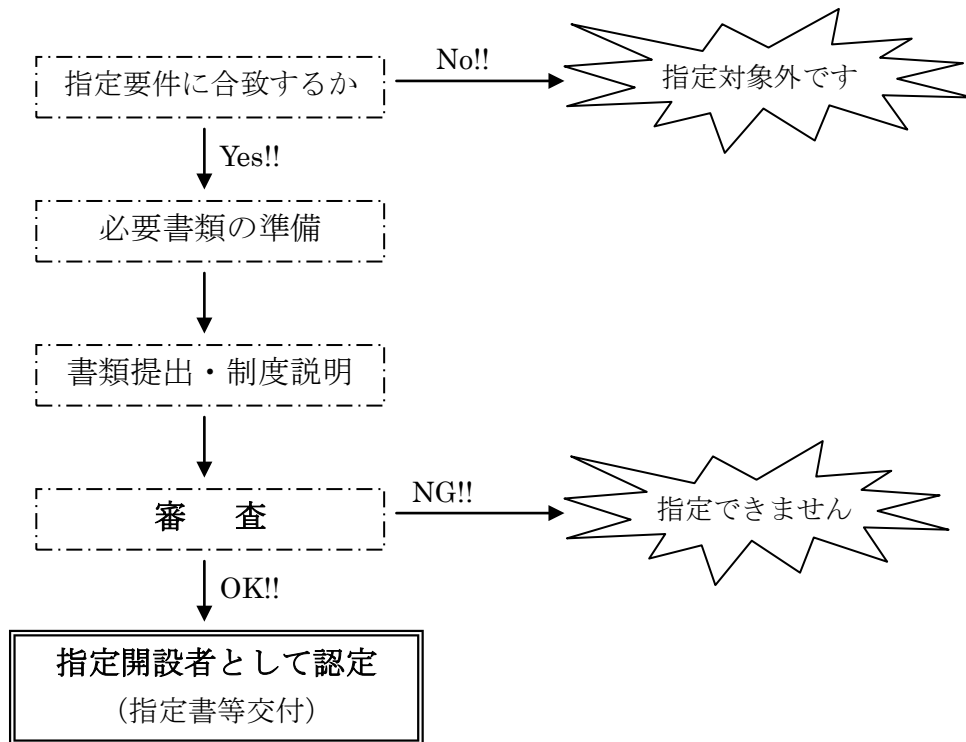
《施術料金》

地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費の対象となるはりきゅうの施術料金の算定基準に準じます。

《指定の要件》

- (1) 開設届を保健所に提出していること。
- (2) あはき法の要件を具備していること。
- (3) はりきゅう免許を有した従事者の中から責任者を選任すること。
- (4) 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) はりきゅうの施術以外の業務を併せて行っている場合は、当該業務が次のいずれにも該当しないこと。
 - ①その者の社会的信用を傷つけるおそれがある業務であること。
 - ②その者のはりきゅう施術の円滑な遂行を妨げるおそれがあること。
 - ③その者の名義の貸与その他不当な方法で経営されるものであること。

《指定申請手続きの流れ》



《提出書類等》

1. 指定申請書
2. 申立書 ※個人開業者の場合のみ
2. 施術従事者届 ※該当がある場合
3. 振込口座申出書
4. はり師、きゅう師免許（原本）
5. 保健所へ提出した開設届の写し
6. 定款又は寄付行為（登記事項証明書でも可）※法人開業者の場合のみ

《事業開始年月》

平成 26 年 7 月 1 日

お問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市職員共済組合 保健医療係（福岡市役所本庁 8 階）

T E L 092-711-4146

F A X 092-711-4145